

# 総務建設常任委員会

令和6年11月13日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年11月13日(水) 午前10時45分 開会  
午前10時53分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	西川 善浩
委員	横井 晶行
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安
〃	川村 優子
〃	西井 覚
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	柴田 三乃
〃	坂本 剛司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
企画部長	高垣 倫浩
企画政策課長	西川 直孝

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋 行則
書記	神橋 秀幸
〃	岸田 聖士

7. 付議事件(付託議案の審査)

議第55号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて

開 会 午前10時45分

**吉村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日臨時会ということで、このメンバーでやる総務建設常任委員会はこれで最後になるかと思えます。当委員会に付託されている議案は、今回は1点でございますけれども、慎重審議どうぞよろしく願いをいたします。

では、委員外議員をご紹介いたします。坂本議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第55号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 皆様、おはようございます。企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程となっております議第55号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由につきましては、去る令和6年4月24日に生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、生活保護法が改正され、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことを受け、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、企画政策課長よりご説明申し上げます。

**吉村委員長** 西川企画政策課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく申し上げます。

それでは、お手元に配付しております新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表の2ページをご覧ください。

本案につきましては、去る令和6年4月24日に生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、生活保護法が改正され、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められました。これを受けまして、新旧対照表2ページの別表第2の中段左に記載しております進学準備給付金を中段右に記載の進学・就職準備給付金に改正するもの

でございます。

施行期日につきましては、公布の日となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**吉村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川副委員長。

**西川副委員長** おはようございます。

改正があったということなんですけども、この支給、直接これとは関係ないですけど、知っときたいんですけど、まず、この支給対象者というか、進学・就職準備給付金の支給対象者と、金額というのはどれぐらい支給されるんかというところも。直接これ、関係ないんかなとは思んですけど。これの名称が変わった理由と、教えていただけたらと思います。

**吉村委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。

そもそも担当自身が社会福祉課の所管になるものですので、対象者であるとか、対象金額については承知しておりませんが、この進学・就職準備金の給付件数については担当課には確認しております。令和5年度、令和6年度とも支給実績はゼロ件ということは伺っております。

以上でございます。

**吉村委員長** 名称がいわゆる進学・就職準備給付金に変わったという理由について、これは生活保護法のほうの関係になると思いますが。

高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。

先ほどの質問と同じく、これも所管が社会福祉課になりまして、9月に条例改正のときに、上位法が変わったということで説明させていただいた記憶があるんですが、そのときに課長のから名称が変わってどのような性質のものに変わったかという説明をしていたと思います。そこらは……。

(発言する者あり)

**高垣企画部長** ほんだら課長から詳しく説明します。

**吉村委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。

この名称が変わった理由につきましては、生活保護世帯の子どもが高等学校を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとして生活基盤の確立に向けた自立支援を図るという目的で改正されたものでございます。

以上になります。

**吉村委員長** 西川副委員長。

**西川副委員長** これ、名称が変わるだけで、今、新旧でこのマイナンバーのほうには特に影響はないということですか。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 これも改正に当たり担当課に確認しましたところ、この情報を利用してマイナンバーを利用するということもないと聞いていますので、特に今の段階では大きな影響はないと認識しております。

以上です。

吉村委員長 行政的には、運用上の影響につきましては、件数も今までゼロだということで、特に影響はないということで承知いたしました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃらないですね。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出がありましたら許可をいたします。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 よろしいですね。

今回は1つだけでしたけれども、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時53分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始